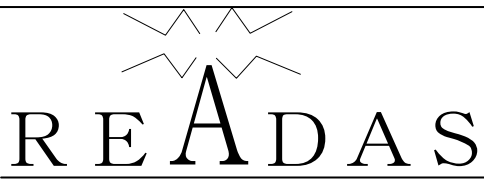


第 5023 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月11日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ でんさいネットによる取引停止処分と貸倒引当金

Q：でんさいネットによる取引停止処分を受けた場合、貸倒引当金の繰入れはどのようになりますか？

A：手形の場合と同じ取扱いになります。
【解説】

平成25年度の税制改正では、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入事由に手形交換所による取引停止処分に相当するものに、次の要件を満たす電子債権記録機関（でんさいネット）による取引停止処分が追加されました。

- ①金融機関の総数の100分の50を超える数の金融機関に業務委託をしていること
- ②電子記録債権法第56条（電子債権記録機関の業務）に規定する業務規定に、業務委託を受けている金融機関は、その取引停止処分を受けた者に対し資金の貸付け（その金融機関の有する債権を保全するための貸付けを除く）をすることができない旨の定めがあること

電子債権記録機関による取引停止処分は、支払期日までに支払いをしなかった電子記録債権の債務者に対して、その支払不能となった電子記録債権の支払期日から起算して6ヶ月以内に他の電子記録債権に2回目の支払不能を起こしたときに課されるもので、手形交換所による取引停止処分と同様のものとなっています。

したがって、でんさいネットによる取引停止処分があった場合には、手形の場合と同じ取扱いがされることとなります。

